

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	赤松町農用地利用改善組合 (赤松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田の集積はある程度進んでいる。
- ・いちじく、きゅうりも含め専業農家が減少してきている。
- ・排水路が老朽化している。
- ・畑を若い人は耕作しない。不耕作地が増えていく。町内郷中にある畑など、分家用地として転用できるが、もう少し幅を広げて転用しやすくして欲しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状を維持しながら、話し合いを継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	130.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

安城市は、他より集積が進んでいる地域、効率よく作業ができるように、今後も話し合いをしながら進めていく事が必要。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構へ段階的に移行し、農業の効率化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

排水路などの老朽化が目立ちつつあることから、国、県、市等からの支援が必要。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

国、県、市、JAなどとの連携が必要になる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状を維持しながら、協力していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】